

## 主な用語の定義

### ※1 「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。

1か月あたりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）－（計算期間（1か月間）の総暦日数／7）×40

### ※2 「長時間労働者への医師による面接指導制度」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

労働安全衛生法により、事業主は、（1）時間外・休日労働が1か月あたり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられ、また、（2）時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、（3）事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、医師による面接指導等の実施（※4）が努力義務となっている。

### ※3 「深夜業」

深夜業務（原則として午後10時から午前5時までの間に行われる業務）を指す。勤務時間の一部でもこの時間にかかる場合は、深夜業があるとする。

### ※4 「医師による面接指導等の実施」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

医師による面接指導（※2参照）以外でも、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などのいずれかを実施することをいう。

### ※5 「メンタルヘルスケア」

事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう。

### ※6 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者のことをいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害（精神遅滞）

- ⑨ 心理的発達障害
- ⑩ 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不明の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

#### ※7 「安全衛生委員会等」

労働安全衛生法に規定されている安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会をいう。

##### ① 安全委員会

事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

##### ② 衛生委員会

事業所における労働者の健康の保持増進を諮るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は安全委員会と同様になっている。

##### ③ 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

#### ※8 「労働者への教育研修・情報提供」

労働者を対象とした、自らのストレスを予防、軽減するために必要な内容に関する教育研修、情報提供を行うことをいう。

#### ※9 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルスケアが効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者及び事業所内の保健師等をいう。

#### ※10 「職場環境等の評価及び改善」

職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うことをいう。

#### ※11 「ストレスチェック」

メンタルヘルス不調の要因となりうるストレスの程度について調べるものであり、職業性ストレス簡易調査票等を用いて労働者を対象に調査を行い、労働者が自身のストレス状況について現状を把握することをいう。

調査結果については、労働者個人の健康管理に役立たせるとともに職場環境の改善

に活用する。また、労働者の同意を得て医師等の産業保健スタッフ等による面接指導等を行うこともある。

#### ※12 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたもの。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

#### ※13 「地域産業保健センター」

労働者数 50 人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場を支援するために、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供している。面接指導等には医師やカウンセラー等が対応する。国の委託事業として、都道府県ごとに設置されている。

#### ※14 「都道府県産業保健推進センター」

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作りの支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行っている。独立行政法人労働者健康福祉機構が運営しており、15 の産業保健推進センターと 32 の連絡事務所が都道府県単位で全国に設置されている。

#### ※15 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などである。

#### ※16 「産業医」

労働者の健康管理等を効果的に行うため、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、事業主は、一定の要件を満たす者の中から産業医を選任し、健康診断や面接指導などの職務に当たらせることが労働安全衛生法により義務づけられている。

#### ※17 「保健師」

保健師助産師看護師法第 2 条の規定により厚生労働大臣から免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に従事している者をいう。

#### ※18 「衛生管理者・衛生推進者等」

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいう。

##### ① 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することになっている。

##### ② 安全衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

③ 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

※19 「カウンセラー等」

事業所において、心の健康の保持増進のために個々の労働者に対してメンタルヘルスカケアを実施する担当者をいう。精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーを含む。

① 精神保健福祉士

精神保健福祉士法第 28 条の規定により精神保健福祉士としての登録を行い、同法第 2 条の規定により、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

② 臨床心理士

（財）日本臨床心理士認定協会の認定資格で、心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、働く人たちが抱える課題に応じてさまざまな臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行ったりする。心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員を含む。

③ 産業カウンセラー

（社）日本産業カウンセラー協会の認定資格で、心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としている者をいう。業務の領域は、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助、職場における人間関係開発への援助となる。

※20 「メンタルヘルスカケアの効果」

①メンタルヘルス関係の理由により 1 か月以上連続して休業していた者が円滑に職場復帰した、②メンタルヘルス関係の理由により 1 か月以上連続して休業する者が前年より減少した等のことである。

※21 「定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う一般健康診断をいう。通常は 1 年以内ごとに 1 回、定期に実施することとされているが、特定業務（深夜業、有害物取扱い、暑熱・寒冷環境などの業務）に常時従事する労働者に対しては、6 か月以内ごとに 1 回、定期に一般健康診断を実施することとされ、検査項目は、次のものとされている（労働安全衛生規則第 44 条）。

- ① 既往歴及び業務歴の調査、② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査、
- ⑤ 血圧の測定、⑥ 貧血検査、⑦ 肝機能検査、⑧ 血中脂質検査、⑨ 血糖検査、
- ⑩ 尿検査、⑪ 心電図検査

なお、パートタイム労働者の一般健康診断については、事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の週所定労働時間の 4 分の 3 以上働くパートタイム労働者に対して、同法の規定に基づき、1 年（特定業務に常時従事する労働者の場合は 6 か月）以内ごとに

1回、定期に一般健康診断を実施する必要がある。また、通常の労働者の週所定労働時間の4分の3未満、2分の1以上働くパートタイム労働者に対しても、一般健康診断を実施することが望ましいとされている。なお、これらのパートタイム労働者の区分について、本調査では、「一般社員（フルタイムで勤務する基幹業務を行う社員）」（※23）の週所定労働時間数とパートタイム労働者が実際に働いた週労働時間数を比較している。

また、派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定に基づき、派遣元事業所において一般健康診断を行わなければならないとされている。

#### ※22 「有所見者」

異常なしの所見以外の全ての所見の者をいう。

#### ※23 「一般社員」

フルタイムで勤務する基幹業務を行う社員をいう。正社員及び契約社員が含まれ、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者及び派遣労働者は含まない。

##### ① 正社員

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

##### ② 契約社員

フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

##### ③ パートタイム労働者

一般社員（フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働時間が短い者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

##### ④ 臨時・日雇労働者

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

##### ⑤ 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

また、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者をいう。

ただし、④及び⑤については、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者を調査対象としている。

#### ※24 「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている」

敷地内は屋内・屋外を問わず、車両も含め禁煙としている場合をいう。ただし、屋外に喫煙所を設けている場合も該当する。

#### ※25 「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋のことをいう。

#### ※26 「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

#### ※27 「たばこの煙を排気する装置等」

たばこの煙を屋外に排出する換気扇等の受動喫煙防止対策機器のことをいう。

**※28 「たばこの煙を除去する装置等」**

たばこの煙を除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の受動喫煙防止対策機器をいう。

**※29 「気流を測定している」**

非喫煙場所と喫煙室との境界において喫煙室へ向かう気流の風速を測定することである。職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、気流の風速を 0.2 m/s 以上とするように必要な措置を講ずることとされている。

**※30 「浮遊粉じん、一酸化炭素等の濃度を測定」**

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するために実施する測定をいう。職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、浮遊粉じんの濃度を 0.15 mg/m<sup>3</sup>以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とするように必要な措置を講ずることとされている。

**※31 「左記以外の何らかの対策を実施」**

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの受動喫煙防止対策を実施していることをいう。

**※32 「暑さ指数」**

WBGT 値（湿球黒球温度）のことで、暑熱環境における人体への熱による影響を表す指数であり、気温、湿度、輻射熱から算出される。熱中症予防のために運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。事業所は作業場所ごとに暑さ指数を計測や環境省熱中症情報からの情報入手等の方法で把握し、基準値と比較するなど評価して、実効ある熱中症予防対策を講じることが求められる。

（算出方法）

屋外：WBGT＝0.7×湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×乾球温度

屋内：WBGT＝0.7×湿球温度＋0.3×黒球温度

**※33 「低減に努めている」**

①暑さ指数が WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（高温多湿作業場所）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること、

②屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること、

③高温多湿作業場所に適度な通風、送風又は冷房を行うための設備を設けること、また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと、

などがあり、これらの対策を取るにより暑さ指数が低減するように努めていることをいう。（水分・塩分の摂取や休憩時間の確保は、暑さ指数の低減対策に該当しない。）

**※34 「通知している」**

事業所において事業主が衛生管理者・衛生推進者等に暑さ指数を計測や環境省熱中症情報からの情報入手等の方法で把握させて、労働者に暑さ指数を通知することをいう。

**※35 「熱への順化期間」**

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化（熱に

慣れ、当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、計画的に、熱への順化をするための期間(労働者が熱に慣れていない状態から、熱へのばく露時間を次第に長くして、熱に慣れさせて熱に適応させるための期間)を設けることをいう。

例：作業者が順化していない状態から7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われる。)

**※36 「健康診断結果に基づき必要な措置を講じている」**

健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うことをいう。

**※37 「特殊健康診断」**

一定の有害業務に常時従事する労働者に対して、当該業務への配置替え時及び定期に行う健康診断をいう。法令で義務付けられているもののほか、通達で実施が指導勧奨されているものも含む。

**※38 「THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)」**

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定により定められた「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、産業医が個々の労働者の「健康測定」を行い、その結果に基づき、それぞれの専門分野における十分な知識・技能を有するスタッフが「運動指導」、「メンタルヘルスケア」、「栄養指導」、「保健指導」を行うことをいう。

**※39 「改善措置」**

「医師による面接指導」に基づき、面接指導を実施した医師から必要な措置について事業者が意見を聴いて、必要と認める場合に実施した事後措置をいう。